

令和3年

第1回大阪広域水道企業団議会
(2月定例会)

提出議案

(第1号議案～第6号議案)

目 次

第 1 号議案	大阪広域水道企業団水道企業条例等一部改正の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第 2 号議案	大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
第 3 号議案	令和 2 年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件・・・・・・・・・・・・ 別冊
第 4 号議案	令和 2 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件・・・・・・・・ 別冊
第 5 号議案	令和 3 年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件・・・・・・・・・・・・ 別冊
第 6 号議案	令和 3 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件・・・・・・・・ 別冊

第 1 号議案

大阪広域水道企業団水道企業条例等一部改正の件

大阪広域水道企業団水道企業条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 16 日 提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団水道企業条例等の一部を改正する条例
(大阪広域水道企業団水道企業条例の一部改正)

第 1 条 大阪広域水道企業団水道企業条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(経営の基本)				(経営の基本)			
第 3 条 (略)				第 3 条 (略)			
2 (略)				2 (略)			
(1) (略)				(1) (略)			
ア (略)				ア (略)			
給水対象		(略)		給水対象		(略)	
堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、交野市、島本町、能勢町及び大阪広域水道企業団		(略)		堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、 <u>藤井寺市</u> 、東大阪市、交野市、 <u>大阪狭山市</u> 、島本町、能勢町、 <u>熊取町</u> 、 <u>河南町</u> 及び大阪広域水道企業団		(略)	
イ (略)				イ (略)			
事業の名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量	事業の名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量
藤井寺水道事	<u>藤井寺市の区域並びに八尾市太田並</u>	<u>65,100</u> 人	<u>21,000</u> 立方メ				

業	びに羽曳野市野々上及び高鷲の各一部の区域 ただし、藤井寺市陵南町及び川北の全部の区域を除く。		一トール
泉南水道事業	泉南市の区域 ただし、新家、兎田、別所、信達市場、信達牧野、信達岡中、信達六尾、信達金熊寺、信達童子畑、信達楠畑、信達葛畑及び岡田の各一部の区域並びに泉州空港南の全部の区域を除く。	(略)	(略)
四條畷水道事業	(略)	(略)	(略)
大阪狭山水道事業	大阪狭山市の区域	58,200人	18,850立方メートル
(略)	(略)	(略)	(略)
忠岡水道事業	(略)	(略)	(略)
熊取水道事業	泉南郡熊取町の区域 ただし、標高140メートル以上の区域(大字久保及び大字野田の当該区域の一部を除く。)を除く。	43,000人	15,190立方メートル
(略)	(略)	(略)	(略)
太子水道事業	(略)	(略)	(略)
河南水道事業	南河内郡河南町の区域 ただし、大字東山、大字一須賀、大字加納、大字平石、大字白木、大字持尾、大字弘川、大字下河内、大字上河内、大字中、大字馬谷及び大字芹生谷の各一部の区域を除く。	15,200人	5,590立方メートル
千早赤阪水道事業	南河内郡千早赤阪村の区域 ただし、大字水分、大字桐山、大字二河原辺、大字東阪、大字中津原	(略)	(略)

泉南水道事業	泉南市の区域 ただし、新家、兎田、別所、信達市場、信達牧野、信達岡中、信達六尾、信達金熊寺、信達童子畑、信達楠畑、信達葛畑及び岡田の各一部の区域及び泉州空港南の全部の区域を除く。	(略)	(略)
四條畷水道事業	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
忠岡水道事業	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
太子水道事業	(略)	(略)	(略)
千早赤阪水道事業	南河内郡千早赤阪村の区域 ただし、大字水分、大字桐山、大字二河原辺、大字東阪、大字中津	(略)	(略)

	及び大字千早の各 一部の区域を除 く。		
--	---------------------------	--	--

(2) (略)

	原、大字千早の各 一部の区域を除 く。		
--	---------------------------	--	--

(2) (略)

(大阪広域水道企業団情報公開条例の一部改正)

第2条 大阪広域水道企業団情報公開条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>(藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町との水道事業の統合に伴う経過措置)</u></p> <p>5 <u>令和3年4月1日前に藤井寺市情報公開条例（平成11年藤井寺市条例第1号）、大阪狭山市情報公開条例（平成10年大阪狭山市条例第1号）、情報公開条例（平成10年熊取町条例第28号）又は河南町情報公開条例（平成12年河南町条例第34号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為のうち、水道事業に係るものは、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p>

(大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部改正)

第3条 大阪広域水道企業団個人情報保護条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～9 (略)</p> <p><u>(藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町との水道事業の統合に伴う経過措置)</u></p> <p>10 <u>令和3年4月1日前に藤井寺市個人情報保護条例（平成11年藤井寺市条例第2号）、大阪狭山市個人情報保護条例（平</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～9 (略)</p>

成10年大阪狭山市条例第2号)、個人情報保護条例(平成10年熊取町条例第29号)又は河南町個人情報保護条例(平成12年河南町条例第35号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為のうち、水道事業に係るものは、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。

11 令和3年4月1日前に藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町で行われていた水道事業に係る個人情報取扱事務についての第5条第2項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、令和3年4月1日以後、遅滞なく」とする。

12 令和3年4月1日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(大阪広域水道企業団職員定数条例の一部改正)

第4条 大阪広域水道企業団職員定数条例(平成22年大阪広域水道企業団条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、 <u>692人</u> とする。	(職員の定数) 第2条 職員の定数は、 <u>621人</u> とする。

(大阪広域水道企業団行政手続条例の一部改正)

第5条 大阪広域水道企業団行政手続条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1～4 (略) <u>(藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町との水道事業の統合に伴う経過措置)</u> 5 <u>令和3年4月1日前に藤井寺市行政手続条例(平成11年藤井寺市条例第3号)、大阪狭山市行政手続条例(平成12</u>	附 則 1～4 (略)

年大阪狭山市条例第2号)、行政手続条例(平成10年熊取町条例第9号)又は河南町行政手続条例(平成10年河南町条例第1号)の規定によりなされた聴聞に係る手続、弁明の機会の付与その他の行為のうち、水道事業に係るものは、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。

(大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例の一部改正)

第6条 大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1～3 (略) <u>(藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町との水道事業の統合に伴う経過措置)</u> 4 <u>令和3年4月1日前に藤井寺市、大阪狭山市、熊取町又は河南町の職員であった者で、引き続き同日に大阪広域水道企業団の職員となったもの(企業長の求めにより職員となったものに限る。)について、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第32号)、職員の分限に関する条例(昭和27年大阪狭山市条例第27号)、職員分限条例(昭和26年熊取町条例第20号)又は職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和31年河南町条例第34号)の規定によりなされた分限の処分、手続及び効果は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。この場合において、期間の定めのある処分については、従前の処分に係る期間を通算するものとす。</u>	附 則 1～3 (略)

(大阪広域水道企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第7条 大阪広域水道企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>(藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町との水道事業の統合に伴う経過措置)</u></p> <p><u>4 令和3年4月1日前に藤井寺市、大阪狭山市、熊取町又は河南町の職員であった者で、引き続き同日に大阪広域水道企業団の職員となったもの(企業長の求めにより職員となったものに限る。)について、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第30号)、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和27年大阪狭山市条例第26号)、職員懲戒条例(昭和26年熊取町条例第21号)又は職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和31年河南町条例第35号)の規定によりなされた懲戒の処分、手続及び効果は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。この場合において、期間の定めのある処分については、従前の処分に係る期間を通算するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 (略)</p>

(大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第8条 大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>(藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町との水道事業の統合に伴う経過措置)</u></p> <p><u>4 令和3年4月1日前に藤井寺市、大阪狭山市、熊取町又は河南町の職員であった者で、引き続き同日に大阪広域水道企業団の職員となったもの(企業長の求め</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 (略)</p>

により職員となったものに限る。)について、職員の育児休業等に関する条例(平成4年藤井寺市条例第4号)、職員の育児休業等に関する条例(平成4年大阪狭山市条例第5号)、育児休業条例(平成4年熊取町条例第8号)又は職員の育児休業等に関する条例(平成4年河南町条例第2号)の規定によりなされた育児休業又は育児短時間勤務の承認は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。この場合において、この条例の規定によりなされたものとみなされる育児休業又は育児短時間勤務の承認に係る期間には、従前の承認に係る期間を通算するものとする。

(大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>(藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町との水道事業の統合に伴う経過措置)</u></p> <p><u>4 令和3年4月1日前に藤井寺市、大阪狭山市、熊取町又は河南町の職員であった者で、引き続き同日に大阪広域水道企業団の職員となったもの(企業長の求めにより職員となったものに限る。)について、同日前において企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年藤井寺市条例第11号)、大阪狭山市水道企業及び下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年大阪狭山市条例第14号)、上下水道事業職員給与条例(昭和43年熊取町条例第5号)又は河南町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和48年河南町条例第31号)(以下この項において「統合前の市町の条例」という。)その他の条例の規定に</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p>

より給与を減額すべき事由が生じていた場合は、統合前の市町の条例その他の条例の規定により減額すべき給与の額をこの条例の規定により減額すべき給与の額とみなして減額するものとする。

(大阪広域水道企業団長期継続契約に関する条例の一部改正)

第10条 大阪広域水道企業団長期継続契約に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1～3 (略) <u>(藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町との水道事業の統合に伴う経過措置)</u> 4 <u>令和3年4月1日前に藤井寺市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年藤井寺市条例第34号）、大阪狭山市長期継続契約に関する条例（平成17年大阪狭山市条例第46条）、長期継続契約条例（平成19年熊取町条例第18号）又は河南町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年河南町条例第11号）の規定により締結された契約のうち、水道事業に係るものは、この条例の相当する規定により締結されたものとみなす。</u>	附 則 1～3 (略)

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町との水道事業の統合に伴う経過措置)
- この条例の施行の際現に効力を有する藤井寺市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年藤井寺市条例第9号）第8条、大阪狭山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年大阪狭山市条例第13号）第8条、水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年熊取町条例第11号）第7条又は河南町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和44年河南町条例第10号）第7条の規定による令和2年10月1日から令和3年3月31日までの業務の状況を説明する書類の提出については、なおこれらの規定の例による。

第 2 号議案

大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件

大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 16 日 提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第 1 章—第 3 章 （略）	第 1 章—第 3 章 （略）
第 4 章 <u>料金、使用料、加入金、手数料等</u> （第25条—第44条）	第 4 章 <u>料金、使用料、加入金、負担金及び手数料</u> （第25条—第44条）
第 5 章・第 6 章 （略）	第 5 章・第 6 章 （略）
附則	附則
（給水区域）	（給水区域）
第 3 条 水道事業の給水区域は、大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第2号）第3条第2項第1号イに定める表の第1欄に掲げる事業（ <u>藤井寺水道事業、泉南水道事業、四條畷水道事業、大阪狭山水道事業、阪南水道事業、豊能水道事業、忠岡水道事業、熊取水道事業、田尻水道事業、岬水道事業、太子水道事業、河南水道事業</u> 及び千早赤阪水道事業をいう。以下これらを「市町村域水道事業」という。）ごとに第2欄に掲げる給水区域とする。	第 3 条 水道事業の給水区域は、大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第2号）第3条第2項第1号イに定める表の第1欄に掲げる事業（泉南水道事業、四條畷水道事業、阪南水道事業、豊能水道事業、忠岡水道事業、田尻水道事業、岬水道事業、太子水道事業及び千早赤阪水道事業をいう。以下これらを「市町村域水道事業」という。）ごとに第2欄に掲げる給水区域とする。
（メーターの設置）	（メーターの設置）

第20条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、熊取水道事業及び田尻水道事業においては、口径50ミリメートル以上のメーターは、当該メーターを取り付ける給水装置の使用者又は所有者にその負担により設置させる。

3 藤井寺水道事業及び四條畷水道事業においては、給水装置の新設又は改造（メーターの口径が同じ場合を除く。）の工事の申込者は、企業長が別に定めるところにより、第1項のメーターに係る負担金を納付しなければならない。

4 第1項及び第2項のメーターの位置は、企業長が定める。

(メーターの保管)

第21条 (略)

2 (略)

3 保管者が前項の管理義務を怠ったために企業団のメーターを亡失し、又は毀損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

第4章 料金、使用料、加入金、手数料等

(料金及び使用料の徴収)

第33条 (略)

2 給水を中止し、若しくは停止し、給水装置を廃止し、又は私設消火栓を使用したときは、その都度、料金を徴収する。

3・4 (略)

第37条から第42条まで (略)

第20条 (略)

2 前項の規定により設置するメーターの位置は、企業長が定める。

3 第1項の規定にかかわらず、田尻水道事業においては、口径50ミリメートル以上のメーターは、当該メーターを取り付ける給水装置の使用者又は所有者にその負担により設置させる。

(メーターの保管)

第21条 (略)

2 (略)

3 保管者が前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又は毀損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

第4章 料金、使用料、加入金、負担金及び手数料

(料金及び使用料の徴収)

第33条 (略)

2 給水を中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したときは、その都度、料金を徴収する。

3・4 (略)

第37条から第39条まで (略)

(四條畷水道事業における工事負担金)

第40条 企業長は、四條堰水道事業において、次に掲げる工事を施行するときは、当該工事の申込者に工事負担金を負担させることができる。

(1) 新たな給水又は増径の申込みに伴う水道施設の新設又は改良の工事

(2) 既設の水道施設が支障となることによる移設又は布設替工事

2 前項の工事負担金（以下「工事負担金」という。）は、次に掲げる費用の合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 工事費

(2) 用地費

(3) 施工経費

(4) 事務費

3 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を同項の合計額に加算する。

4 前2項の規定による工事負担金は、概算額を前納するものとし、工事完了後に精算し、過不足があるときは還付し、又は追徴する。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

5 前各項に定めるもののほか、工事負担金に関し必要な事項は、企業長が定める。

（四條堰水道事業におけるメーター負担金）

第41条 四條堰水道事業において、メーターの口径が20ミリメートル以上の給水装置の新設又は増径の工事の申込者は、毎年時価を基準として定めるメーターの標準価額に100分の110を乗じて得た額（ただし、500円未満の端数は500円に、500円を超え1,000円未満の端数は1,000円にそれぞれ切り上げた額）に100分の110を乗じて得た額のメーター負担金を納付しなければならない。

2 前項のメーター負担金（以下「メータ

一負担金」という。)は、給水装置の新設又は増径の工事の申込みの際に納付しなければならない。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、申込み後に納付することができる。

(阪南水道事業における開発負担金)

第41条の2 企業長は、阪南水道事業において、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為による新たな給水の申込みに応じるため、水道施設の新設又は改良等の工事を必要とする場合には、当該給水を申し込もうとする者（以下「開発者」という。）から、開発負担金を徴収し、当該工事を施行する。ただし、企業長が開発者による工事の施行を認める場合は、この限りでない。

2 前項の開発負担金（以下「開発負担金」という。）の額は、工事に要する費用の総額（以下「工事総額」という。）を超えない範囲内で企業長が定める額とする。

3 開発負担金は、前納するものとし、工事に相当の変更が生じたときは、工事総額との差額を還付し、又は追徴する。

4 前3項に定めるもののほか、開発負担金に関し必要な事項及び第1項ただし書の規定により開発者が施行する工事に関することは、企業長が定める。

(太子水道事業における給水材料負担金)

第42条 太子水道事業において、給水装置の新設の工事の申込者は、別表第4に掲げる額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の給水材料負担金を納付しなければならない。

(手数料)

第43条 手数料は、別表第4に掲げる額とし、申込者から申込みの際徴収する。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、申込み後に徴収することがで

(手数料)

第43条 手数料は、別表第5に掲げる額とし、申込者から申込みの際徴収する。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、申込み後に徴収することがで

きる。

2 (略)

(水道施設の新設等に要する費用の負担)

第43条の2 企業長は、給水を受けようとする者(増径により給水の増量を受けようとする者を含む。以下「給水申込者」という。)のために水道施設の新設、増設又は改造(以下「水道施設の新設等」という。)を必要とするときは、これに係る費用を当該給水申込者に負担させることができる。

2 前項の費用の額は、水道施設の新設等の工事に要する費用及びこれに付随する費用の合計額とする。

3 企業長が水道施設の新設等の工事を施行するときは、給水申込者は、設計により算出した費用の概算額を前納しなければならない。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 前項の概算額は、工事完了後に精算し、過不足があるときは還付し、又は追徴する。

5 前各項に定めるもののほか、水道施設の新設等に要する費用の負担に関し必要な事項は、企業長が定める。

(料金等の徴収又は納付の方法)

第43条の3 料金、使用料、加入金、手数料その他この条例に規定する費用(以下「料金等」という。)の納付は、納入通知書による払込み、口座振替その他の企業長が定める方法による。

別表第1 (第26条関係)

1 藤井寺水道事業

用途	基本料金		超過料金	
	水量	金額	水量	金額(1立方メートル)

きる。

2 (略)

(料金等の徴収又は納付の方法)

第43条の2 料金、使用料、加入金、負担金(工事負担金、メーター負担金、開発負担金及び第42条の給水材料負担金をいう。以下同じ。)、手数料その他この条例に規定する費用(以下「料金等」という。)の納付は、納入通知書による払込み、口座振替その他の企業長が定める方法による。

別表第1 (第26条関係)

				につき)
一般 用	8立方メートル まで	880円	8立方メートルを超え	30円
			10立方メートルまで	
			10立方メートルを超え	204円
			20立方メートルまで	
			20立方メートルを超え	235円
			30立方メートルまで	
			30立方メートルを超え	267円
			50立方メートルまで	
			50立方メートルを超え	294円
業務 用	20立方メートル まで	3,630 円	20立方メートルを超え	267円
			50立方メートルまで	
			50立方メートルを超え	299円
			100立方メートルまで	
公衆 浴場 用	200立方メー トルまで	14,952 円	200立方メートルを超 える分	75円
臨時 用	1立方メートル まで	748円	1立方メートルを超え る分	748円
一般 共用	8立方メートル まで	677円	8立方メートルを超え	30円
			10立方メートルまで	
			10立方メートルを超え	204円
			20立方メートルまで	
			20立方メートルを超え	235円
			30立方メートルまで	
			30立方メートルを超え	267円
			50立方メートルまで	
			50立方メートルを超え	294円
	100立方メートルまで			
	100立方メートルを超 える分	316円		

2・3 (略)

1・2 (略)

4 大阪狭山水道事業

用途	基本料金		超過料金	
	水量	金額	水量	金額 (1立 方メートル につき)
一般 用	10立方メートル まで	860円	10立方メートルを超え	160円
			20立方メートルまで	
			20立方メートルを超え	192円
			30立方メートルまで	
			30立方メートルを超え	222円
			50立方メートルまで	
			50立方メートルを超え	254円
			100立方メートルまで	
			100立方メートルを超 え1,000立方メートル まで	294円
	1,000立方メートルを	305円		

			超える分	
臨時用	1立方メートルまで	900円	1立方メートルを超える分	900円

5～7 (略)

3～5 (略)

8 熊取水道事業

用途	メーターの口径	基本料金		超過料金	
		水量	金額	水量	金額(1立方メートルにつき)
一般用	25ミリメートル以下	-	500円	1立方メートル以上	70円
				10立方メートルまで	
				11立方メートル以上	161円
				20立方メートルまで	
				21立方メートル以上	194円
				30立方メートルまで	
				31立方メートル以上	231円
				40立方メートルまで	
				41立方メートル以上	263円
				60立方メートルまで	
				61立方メートル以上	296円
			100立方メートルまで		
			101立方メートル以上	329円	
中大口径用	30ミリメートル以上	-	2,520円	1立方メートル以上	70円
				20立方メートルまで	
				21立方メートル以上	285円
				40立方メートルまで	
				41立方メートル以上	307円
				60立方メートルまで	
				61立方メートル以上	340円
				100立方メートルまで	
			101立方メートル以上	362円	
臨時用	-	3立方メートルまで	1,713円	4立方メートル以上	658円

備考 口径が30ミリメートル以上のメーターを設置し、かつ、家庭における日常生活その他これに準ずる用途に給水装置を使用する場合において、企業長が特別の理由があると認めるときは、一般用の区分とみなす。

9～11 (略)

6～8 (略)

12 河南水道事業

用途	メーターの口径	基本料金	従量料金(水量1立方メートルにつき)							
			1立方メートル以上	11立方メートル以上	21立方メートル以上	31立方メートル以上	41立方メートル以上	51立方メートル以上	101立方メートル以上	151立方メートル以上
一般用	13ミリメートル	445円	上10	上20	上30	上40	上50	上	以上	以上
	20ミリメートル	600円	上10	上20	上30	上40	上50	上	以上	以上

	リメ ート ル		立方 メー トル	立方 メー トル	立方 メー トル	立方 メー トル	立方 メー トル	100 立方 メー トル	150 立方 メー トル	336 円
	25ミ リメ ート ル	625円	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	
	30ミ リメ ート ル	805円	108 円	168 円	192 円	216 円	240 円	264 円	300 円	
	40ミ リメ ート ル	1,045 円								
	50ミ リメ ート ル	3,300 円								
	75ミ リメ ート ル	4,055 円								
臨時 用	13ミ リメ ート ル	6,000 円	1立方メートル以上 700円							
	20ミ リメ ート ル	7,000 円								
	25ミ リメ ート ル	11,000 円								

13 (略)

9 (略)

別表第3 (第36条関係)

別表第3 (第36条関係)

1 藤井寺水道事業

メーターの口径	金額	
	新設	増径
13ミリメートル	85,000円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
20ミリメートル	125,000	
25ミリメートル	250,000	
30ミリメートル	400,000	
40ミリメートル	600,000	
50ミリメートル	1,150,000	
75ミリメートル	2,800,000	
100ミリメートル	5,000,000	
125ミリメートル	7,500,000	
150ミリメートル	15,000,000	

2・3 (略)

4 大阪狭山水道事業

メーターの口径	金額	
	新設	増径
13ミリメートル	87,400	円 増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
20ミリメートル	174,800	
25ミリメートル	450,000	
30ミリメートル	1,050,000	
40ミリメートル	2,320,000	
50ミリメートル	4,040,000	
75ミリメートル	11,140,000	
100ミリメートル	22,870,000	
150ミリメートル	67,200,000	

5・6 (略)

7 忠岡水道事業

メーターの口径	金額	
	新設	増径
(略)	(略)	(略)
100ミリメートル	(略)	

8 熊取水道事業

メーターの口径	金額	
	新設	増径
20ミリメートル以下	130,000	円 増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
25ミリメートル	250,000	
30ミリメートル	430,000	
40ミリメートル	730,000	
50ミリメートル	1,200,000	
75ミリメートル	3,300,000	
100ミリメートル	6,700,000	
150ミリメートル	19,000,000	
200ミリメートル以上	企業長が定める額	

9～11 (略)

12 河南水道事業

メーターの口径	金額	
	新設	増径
13ミリメートル	160,000	円 増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
20ミリメートル	200,000	
25ミリメートル	400,000	
30ミリメートル	600,000	
40ミリメートル	1,400,000	
50ミリメートル	3,000,000	
75ミリメートル	7,500,000	

13 (略)

1・2 (略)

3・4 (略)

5 忠岡水道事業

メーターの口径	金額	
	新設	増径
(略)	(略)	(略)
100ミリメートル以上	(略)	

6～8 (略)

9 (略)

別表第4（第43条関係）

1 藤井寺水道事業

(1)	指定給水装置工事事業者指定手数料	1件	10,000円
(2)	指定給水装置工事事業者指定更新手数料	1件	10,000円
(3)	指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料	1件	2,000円
(4)	設計審査手数料		
	給水管の最大口径	50ミリメートル以下	1件 1,700円
	同	75ミリメートル以上	1件 3,400円
(5)	工事検査手数料		
	給水管の最大口径	50ミリメートル以下	1件 3,400円
	同	75ミリメートル以上	1件 5,900円
(6)	工事立会手数料	1箇所	3,000円
(7)	証明手数料	1件	300円

2 泉南水道事業

(1)～(6)	(略)		
(7)	証明手数料	1件	300円

3 四條畷水道事業

(1)～(5)	(略)		
(6)	工事検査手数料		
	(略)		
	同 同	75ミリメートル以上	1件 5,000円
	(略)		
(7)	(略)		

4 大阪狭山水道事業

(1)	指定給水装置工事事業者指定手数料	1件	10,000円
(2)	指定給水装置工事事業者指定更新手数料	1件	10,000円
(3)	指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料	1件	2,000円
(4)	設計審査手数料		
	給水管の最大口径	50ミリメートル以下	1件 1,600円
	同	75ミリメートル以上	1件 3,200円
(5)	工事検査手数料		
	給水管の最大口径	50ミリメートル以下	1件 3,200円
	同	75ミリメートル以上	1件 6,400円
	ただし、給水管の口径が13ミリメートルで口金1栓のみを追加する場合の工事については、徴収しない。		
(6)	証明手数料	1件	300円

別表第4（第42条関係）

メーターの口径	金額
13ミリメートル	円 10,000
20ミリメートル	12,000
25ミリメートル	15,000
30ミリメートル	企業長が定める額

備考 「給水材料」とは、止水栓、ボックス及びその他付属品をいう。

別表第5（第43条関係）

1 泉南水道事業

(1)～(6)	(略)		
(7)	給水中止、給水装置廃止手数料	1件	400円
(8)	証明手数料	1件	100円

2 四條畷水道事業

(1)～(5)	(略)		
(6)	工事検査手数料		
	(略)		
	同 同	75ミリメートル以下	1件 5,000円
	(略)		
(7)	メーター検査手数料	1件	300円
(8)	(略)		

<p>5 (略)</p> <p>6 豊能水道事業</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 証明手数料 1件 300円</p> <p>7 忠岡水道事業</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 証明手数料 1件 300円</p> <p>8 熊取水道事業</p> <p>(1) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件 10,000円</p> <p>(2) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料 1件 10,000円</p> <p>(3) 指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料 1件 2,000円</p> <p>(4) 設計審査及び工事検査手数料</p> <p>給水管の最大口径 20ミリメートル以下 1件 2,150円</p> <p>同 25ミリメートル 1件 2,800円</p> <p>同 30ミリメートル 1件 4,200円</p> <p>同 40ミリメートル 1件 5,100円</p> <p>同 50ミリメートル 1件 7,900円</p> <p>同 75ミリメートル 1件 13,700円</p> <p>同 100ミリメートル 1件 16,100円</p> <p>同 150ミリメートル以上 1件 34,500円</p> <p>(5) 証明手数料 1件 300円</p> <p>9 田尻水道事業</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 証明手数料 1件 300円</p> <p>10 岬水道事業</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 証明手数料 1件 300円</p> <p>11 (略)</p> <p>12 河南水道事業</p> <p>(1) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件 10,000円</p> <p>(2) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料 1件 10,000円</p> <p>(3) 指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料 1件 2,000円</p> <p>(4) 設計審査手数料 1件 4,000円</p> <p>(5) 工事検査手数料 1件 3,000円</p> <p>(6) 制水弁操作手数料(勤務時間内) 1基 3,000円</p> <p>(7) 制水弁操作手数料(勤務時間外) 1基 5,000円</p> <p>(8) 証明手数料 1件 300円</p> <p>13 千早赤阪水道事業</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 証明手数料 1件 300円</p>	<p>3 (略)</p> <p>4 豊能水道事業</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 証明手数料 1件 525円</p> <p>5 忠岡水道事業</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>6 田尻水道事業</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>7 岬水道事業</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 千早赤阪水道事業</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 証明手数料 1件 200円</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町との水道事業の統合に伴

う経過措置)

2 この条例の施行の前日に、廃止前の藤井寺市水道事業給水条例（昭和35年藤井寺市条例第3号）、廃止前の藤井寺市上水道事業分担金徴収条例（昭和45年藤井寺市条例第35号）、廃止前の大阪狭山市水道事業給水条例（昭和35年大阪狭山市条例第6号）、廃止前の大阪狭山市水道事業分担金徴収条例（昭和46年大阪狭山市条例第15号）、廃止前の水道事業給水条例（昭和38年熊取町条例第17号）又は廃止前の河南町水道事業給水条例（昭和45年河南町条例第7号）（以下これらを「廃止前の市町の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお廃止前の市町の条例の例による。

（熊取水道事業及び河南水道事業における料金等に関する経過措置）

4 熊取水道事業及び河南水道事業において、令和4年4月分以前の月分として徴収する専用給水装置又は1戸若しくは1箇所当たりの共用給水装置の料金は、改正後の大阪広域水道企業団水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第26条第1項の規定にかかわらず、1月につき、使用水量に応じ、附則別表第1に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。

5 熊取水道事業において、令和4年4月分以前の月分として徴収する企業団のメーターの使用料は、新条例第26条第2項の規定にかかわらず、1個1月につき、附則別表第2に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とする。

附則別表第1（附則第4項関係）

1 熊取水道事業

用途	メーターの口径	基本料金		超過料金	
		水量	金額	水量	金額（1立方メートルにつき）
一般用	25ミリメートル以下	8立方メートルまで	590円	9立方メートル以上 10立方メートルまで	131円
				11立方メートル以上 20立方メートルまで	153円
				21立方メートル以上 30立方メートルまで	186円
				31立方メートル以上 40立方メートルまで	231円
				41立方メートル以上 60立方メートルまで	263円

				61立方メートル以上 100立方メートルまで	296円
				101立方メートル以上	329円
中大口径 用	30ミリメ ートル以上	20立方メ ートルまで	3,000円	21立方メートル以上 40立方メートルまで	285円
				41立方メートル以上 60立方メートルまで	307円
				61立方メートル以上 100立方メートルまで	340円
				101立方メートル以上	362円
臨時用	—	3立方メ ートルまで	1,713円	4立方メートル以上	658円

備考 口径が30ミリメートル以上のメーターを設置し、かつ、家庭における日常生活その他これに準ずる用途に給水装置を使用する場合において、企業長が特別の理由があると認めるときは、一般用の区分とみなす。

2 河南水道事業

用途	メーター の口径	基本料金	従量料金（水量1立方メートルにつき）								
			1立方 メート ル以上	11立方 メート ル以上	21立方 メート ル以上	31立方 メート ル以上	41立方 メート ル以上	51立方 メート ル以上	101立 方メ ートル 以上	151立 方メ ートル 以上	
一般 用	13ミリメ ートル	370円									
	20ミリメ ートル	500円	10立方 メート ルまで	20立方 メート ルまで	30立方 メート ルまで	40立方 メート ルまで	50立方 メート ルまで	100立 方メ ートル まで	150立 方メ ートル まで	280円	
	25ミリメ ートル	520円	90円	140円	160円	180円	200円	220円	250円		
	30ミリメ ートル	670円									
	40ミリメ ートル	870円									
	50ミリメ ートル	2,750円									
	75ミリメ ートル	3,380円									
臨時 用	13ミリメ ートル	6,000円	1立方メートル以上 700円								
	20ミリメ ートル	7,000円									
	25ミリメ ートル	11,000円									

附則別表第2（附則第5項関係）

熊取水道事業

メーターの口径	金額
13ミリメートル	円 76
20ミリメートル	142
25ミリメートル	190
30ミリメートル	285
40ミリメートル	333